カーボン・クレジット市場の概要

株式会社東京証券取引所

2025年8月（第5版）

© 2025 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

１．趣旨

趣旨

- 2050年カーボンニュートラル目標実現のため、2023年2月、政府より「GX実現に向けた基本方針」において、カーボンプライシングの制度設計として「排出量取引制度」の導入が示され、2023年度からの試行取引、2026年度からの本格稼働が予定されており、その中で**2023年度における「カーボン・クレジット市場の創設」**が期待されております。

- 東京証券取引所（以下「東証」）は2022年度に経済産業省から受託、実施した「カーボン・クレジット市場の技術的実証等事業」（以下「実証事業」）から得た知見と市場運営の経験を活かし、2023年10月11日に、正式に**カーボン・クレジット市場**（以下「本市場」）**を開設**いたしました。

© 2025 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

2-1. 制度概要（J－クレジット）

- 本市場におけるＪ－クレジットの制度概要は以下のとおりです。

項目	概要	備考
売買の対象	Ｊ－クレジット	• 国内クレジット制度からの移行型、J-VER制度からの移行型、地域版J-クレジット、J-VER（未移行）、地域版J-VER（未移行）、国内クレジット（未移行）を含みます。
参加者	カーボン・クレジット市場参加者	• 法人、政府、地方公共団体又は任意団体が対象です。個人は不可とします。 • 東証の総合取引参加者も登録の申込み等を行う必要があります。 • 顧客が適格請求書発行事業者であるか否かの管理を行うことが困難であるため、参加者が、他者の注文の取次ぎを行うことは不可とします。
約定の方法	午前1回 11：30、午後1回 15：00 価格優先	• 約定の方法については後述します。
決済日（※）	約定成立日から起算して６営業日（T+5）	• 売り方から東証に対するクレジットの移転については、約定成立日から起算して５営業日（T+4）に実施します。
注文の種類	指値注文のみ	• 価格を指定しない成行注文は不可とします。
売買の区分	「Ｊ－クレジット」については、省エネ、再エネ（電力）、再エネ（熱）などクレジット活用用途に応じた9分類	• 売買の区分については後述します。
注文受付時間	8：00-11：29 / 12：30-14：59	
呼値の単位	1円	• 呼値については後述します。
売買単位	1t-CO2	• 売買単位とは、一度の呼値で売買可能な最小単位をいいます。
制限値幅	基準値段の上下90%	• 制限値幅については後述します。
基準値段	①直前の節立会における約定値段 ②直前の節立会と同一の基準値段	
決済方法	代金（買い方）及びクレジット（売り方）の授受	

© 2025 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

2-2. 制度概要（超過削減枠）

- 昨年度に引き続き、今年度も、経済産業省令和7年度委託事業として、2025年11月より「超過削減枠」の売買を予定しています。制度概要は以下のおりです。

項目	概要
売買の対象	超過削減枠
参加者	カーボン・クレジット市場参加者のうち 超過削減枠のクレジット口座を開設できる者（GXリーグ代表参画企業）
約定の方法	午後１回（15:00）の節立会
決済日	約定成立日から起算して6営業日（T+5）までに行う
注文の種類	指値注文のみ
売買の区分	超過削減枠（１種類のみ）
注文受付時間	8:00-14:59
呼値の単位	1円
売買単位	1t-CO2
制限値幅	基準値段の上下90%
決済方法	代金（買い方）及びクレジット（売り方）の授受
売買日	2025年11月～2025年12月における毎週金曜日（全８回）

© 2025 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

3. 取引の流れ（J－クレジット）

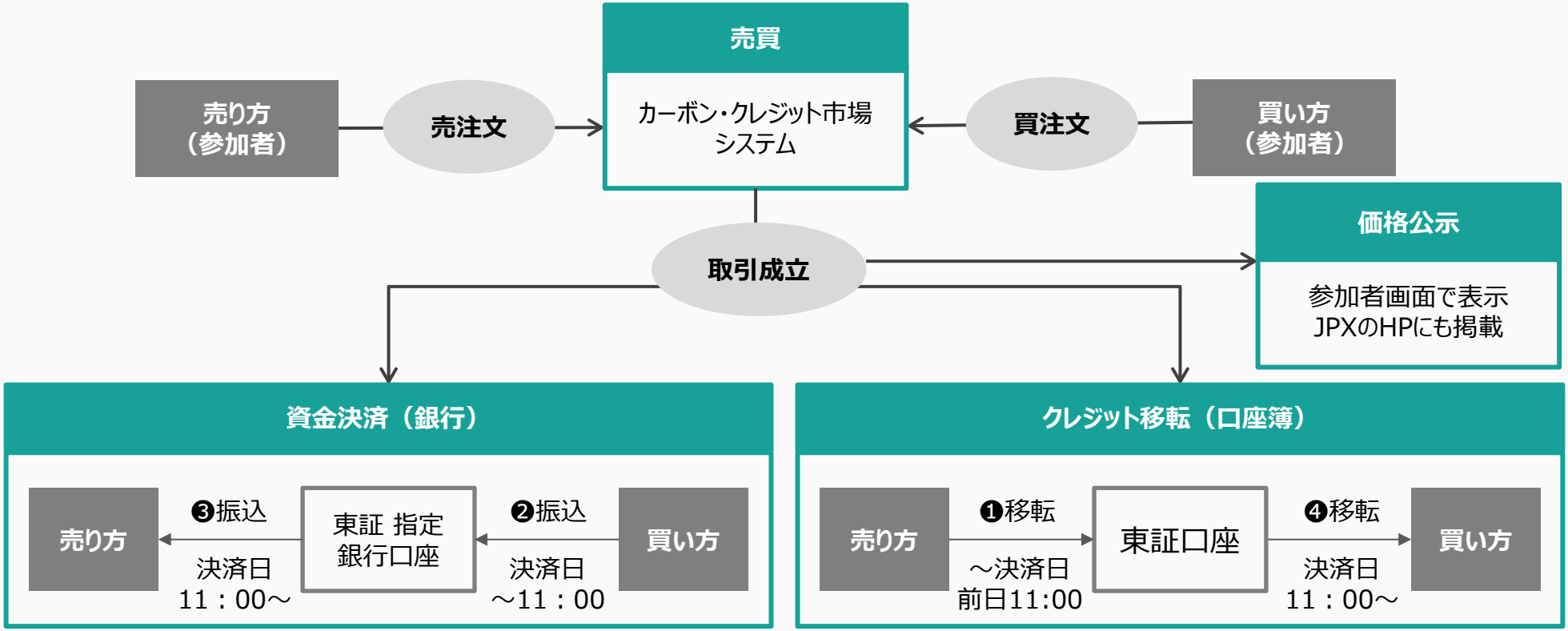

＜概要＞

Ⓐ　利便性を高めるため、注文は「インターネット接続」

Ⓑ　安全性確保のため、クレジット移転及び資金決済では、東証が売り方参加者と買い方参加者の間に入ります。元本リスクを排除する決済方式※とします。
※クレジット移転の不履行が発生した場合は、資金決済が不要に、資金決済の不履行が発生した場合はクレジットの返還を行います。

＜決済手順＞

※約定成立日から起算して５営業日（T+4）以降に実施

❶	決済日前日の11:00まで	売り方→東証へのクレジット移転
❷	決済日の11:00まで	買い方→東証への資金振込
❸	決済日の11:00以降	東証→売り方への資金振込
❹		東証→買い方へのクレジット移転

© 2025 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

4-1. 参加者制度（登録要件）

- 本市場に参加するためのステータスとして、「カーボン・クレジット市場参加者」を設けます。
- 登録申込みは、東証所定の申込書及び添付書類を提出して行います。
- 登録を受けることができる方は、以下のaからfの要件を満たす方のみとします。
- 指定クレジットの別は参加者名と共に東証のウェブサイトで一律公表します。

登録の要件	
a	法人、政府、地方公共団体又は任意団体のいずれかであること
b	業務を安定的に行う体制が整っていること（各担当者２名以上）
c	当取引所の参加者として十分な社会的信用を有し、社会的信用の欠如している者その他当取引所の目的及び市場の運営に鑑みて適当でないと認められる者の支配又は影響を受けていないことなど、健全な経営体制であること
d	債務超過でないこと
e	**預貯金口座及びクレジット登録簿の口座**を開設していること並びに適格請求書発行事業者であること
f	代表者、役員又は重要な使用人のいずれかが当取引所の定める欠格事由に該当しないこと

※ aの要件について、超過削減枠を売買の対象とする場合は、超過削減枠のクレジット口座を開設できる者（GXリーグ代表参画企業）に限定しています。

※ eの要件について、登録手続において当取引所の市場において市場参加者として売買を行う対象（J－クレジット/超過削減枠のいずれか又は双方）を指定していただきます（指定クレジット）。また、 2023年10月１日より消費税の仕入税額控除の方式として適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）が導入されることに伴い、カーボン・クレジット市場参加者を適格請求書発行事業者に限ることとします。

※ 顧客が適格請求書発行事業者であるか否かの管理を行うことが困難であるため、参加者が、他者の注文の取次ぎを行うことは不可とします。なお、顧客との間の売買を本市場外で行ったうえで参加者自身が本市場で売買することは、上記の取次ぎに該当しません。

© 2025 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

4-2. 参加者制度（料金等）

- 市場参加に関する料金等の項目を以下のとおり規定します。
- 早い段階からなるべく多くの方に本市場に参加いただき、本市場で取引いただくことで、本市場の活性化及び利便性向上を図ることが望ましいと考えられることから、**市場参加に関する料金等は当分の間はいずれも無料とします。**
- なお、有料化が決定した際は十分な周知期間を設けます。

	費用等	概要
①	登録料	カーボン・クレジット市場参加者の登録時に納入いただきます。
②	参加者保証金	以下③～⑤の手数料等の担保として、カーボン・クレジット市場参加者の登録時に預託いただきます。
③	基本料	カーボン・クレジット市場参加者ごとに登録を維持するための定額料金です。
④	売買手数料	１トンごとの売買に応じた料金です。
⑤	決済手数料	１トンごとの決済に応じた料金です。

© 2025 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

4-3. 参加者制度（参加者監理等）

- 売買ルールの順守、売買監理の実施、違反した場合の罰則、といった仕組みを明記します。

項目	概要
売買ルールの順守 ２．（１）参加者制度の取扱い	• 参加者は、東証の本市場における公正な価格形成及び安定的な決済の実施を確保し、もってカーボンプライシングの機能の維持及び向上に努めるものとします。
売買監理の実施 ２．（５）当取引所による監理及び調査等	• 東証は、公正な価格形成及び円滑な決済確保の観点から、本市場における参加者の注文、売買及び決済の状況を監理するものとします。 • 東証は、上記の監理若しくは本市場の運営に鑑みて必要があると認める場合は、参加者に対し、上記当該参加者の本市場における売買若しくは決済又は当該参加者のカーボン・クレジットに係る業務若しくは財産に関して参考となるべき報告若しくは資料の提出を請求することができるものとします。参加者は、報告又は資料の提出の請求を受けたときは、東証が定める方法により遅滞なくこれを行うものとします。
違反した場合の罰則 ２．（６）参加者の処分等	• 東証は、参加者がカーボン・クレジット市場利用規約に違反した場合、必要に応じて当該参加者に説明を求めたうえ、売買の停止若しくは制限又は登録の取消しを行うことができるものとします。

- 債務不履行参加者に対する措置及び罰則を明記します。

項目	概要
決済不履行参加者に対する措置及び罰則 ２．（６）参加者の処分等	• 参加者は、東証の本市場における公正な価格形成及び安定的な決済の実施を確保し、もってカーボンプライシングの機能の維持及び向上に努めるものとします。 • 東証は、売買の解除の原因となる決済不履行等を発生させた参加者に対して、経緯書の徴収を行い、決済不履行等の原因及びその分析並びに再発防止対策等について報告を受けるものとします。 • 東証は、上記の経緯書の内容、決済不履行等の態様若しくは頻度、その他のカーボン・クレジット市場利用規約の違反を総合的に勘案し、売買の停止等その他の必要な措置を講じるものとします。

© 2025 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

５．売買約定成立の方法

- Ｊ－クレジットにおける売買の方法等は以下のとおりです。

項目	概要
売買の方法	• 売買立会による売買は、競争売買により行います。 • 売買立会は、午前１回（11:30）及び午後１回（15:00）とします。（※ザラバはありません）
注文受付時間	• 8:00～11:29 / 12:30～14:59
注文の種類	• 指値注文のみとします。（※注文値段を指定しない成行注文はできません）
注文の有効期間	• 入力された注文の効力は原則として当日限り（午後立会終了まで）ですが、注文を行った日から起算して最大30営業日までの日を有効期間として設定が可能です。 • 呼値の制限値幅を超えた注文は、取り消されます。

＜売買約定成立の方法＞

- 本市場における競争売買は、売買の区分ごとに売り注文と買い注文を集約し、以下の呼値の順位に従って、対当する呼値の間に売買を成立させることにより行います（板寄せ方式）。

呼値の順位	
①	低い値段の売呼値は、高い値段の売呼値に優先し、高い値段の買呼値は、低い値段の買呼値に優先します。
②	同一値段の呼値については、呼値が行われた時間の先後により、先に行われた呼値は、後に行われた呼値に優先します。

- 売呼値の競合、買呼値の競合及び売呼値と買呼値との争合により、対当値段以下の値段による売呼値の合計数量と対当値段以上の値段による買呼値の合計数量とが一定の値段で合致するとき、その値段を約定値段とします。
- 呼値の変更を行った場合、注文数量の変更（数量削減）又は注文の有効期間の変更の場合は変更前の時間を、注文値段の変更又は注文数量の変更（数量増加）の場合は変更後の時間を基準とします。

© 2025 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

6．決済手順

＜決済手順＞

約定成立日から起算して５営業日（T+4）以降に実施します。

タイミング	概要	詳細
⓪　決済日前々日（T+3）の13:00まで		
①　決済日前日（T+4）の11:00まで	売り方→東証へのクレジット移転	売り方参加者は、東証に対し、クレジットの移転を行います。
②　決済日（T+5）の11:00まで	買い方→東証への資金振込	買い方参加者は、東証に対し、支払代金を振り込みます。
③　決済日の11:00以降	東証→売り方への資金振込	東証は、売り方参加者に対し、②で受領した受領代金を振り込みます。
④　決済日の11:00以降	東証→買い方へのクレジット移転	東証は、買い方参加者に対し、①で受領したクレジットの移転を行います。

a

b

c

※　決済の相手方は表示されません。

＜決済不履行等に伴う取り扱い＞

⓪決済日前々日（T+3）の13:00までにクレジットの移転が困難であることを売り方が東証に申請した場合、当該売買約定を取り消します。
①決済日前日（T+4）の11:00までに売り方から東証へのクレジット移転がない場合、当該売買約定を取り消します。
②決済日（T+5）の11:00までに買い方から東証への資金振込がない場合、①で売り方から東証が預かっているクレジットを売り方に返還し、当該売買約定を取り消します。

※　**上記のとおり、売買約定の取消しが発生した場合、当該売買約定に関連して参加者が東証に移転したクレジット又は東証に振り込んだ資金は参加者に返還しますが、その他、参加者に当該取消しに伴う費用又は損害が生じたとしても、当該費用又は損害は当該参加者自身が負担することになります。**

© 2025 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

（参考）呼値とは

- 本市場において、カーボン・クレジット市場参加者が売買を行おうとするときは呼値を行い、以下の項目をカーボン・クレジット市場システムに入力し明らかにする必要があります。

＜本市場における呼値＞

	呼値の項目	主な内容
①	売買区分	東証が定める売買の区分を選択
②	売付け又は買付けの区別	売付け又は買付けの区分を選択
③	売付けを行おうとするときは、当該売付けが成立した場合に移転するカーボン・クレジットに関するクレジット認証番号	売付けの場合はクレジット認証番号（※1）を入力
④	注文数量	最低単位1t-CO2以上の数量を入力
⑤	注文値段	制限値幅内で注文値段（１円単位）を入力 ※制限値幅外の値段を入力するとエラーとなる
⑥	呼値の有効期限日	初期値として当日の日付が入りますが、任意で呼値の有効期間の設定が可能です（※2）。

※1 クレジット認証番号とは、Ｊ－クレジットの場合、認証時にプロジェクトの認証ごとに付与される番号です。
※2 呼値の有効期限日は、呼値を行った日又は呼値の有効期間を変更した日から起算して30日間（休業日、臨時休業日及び臨時休場日を除外します）を限度として指定可能です。

© 2025 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

（参考） 呼値の制限値幅及び基準値段について

- 本市場の呼値の制限値幅は基準値段の上下90%とします。

本市場における呼値の制限値幅の決定方法

（例）基準値段が1,995円の場合、呼値の制限値幅は以下のとおり。
呼値の制限値幅：1,995円×90%＝1,795.5円→端数を切り捨てて1795円

呼値の制限値段（上限）：1,955円＋1,795円＝3,750円
呼値の制限値段（下限）：1,955円－1,795円＝　160円

本市場における基準値段の決定方法

基準値段は、直前の立会において約定が（１）成立した場合と（２）不成立の場合で異なる。
（１）直前の立会で約定が成立した場合　→　**直前の立会の約定値段**

（例）前取引日の２回目の立会（又は当日の最初の立会）において約定値段が2,800円の場合、
当日の最初の立会（又は２回目の立会）における基準値段は2,800円。

（２）直前の立会で約定が成立しない場合　→　**直前の立会の基準値段**

（例）前取引日の最初の立会の約定値段：2,900円
前取引日の２回目の立会の約定値段：約定不成立

この場合、当日の最初の立会の基準値段は、
前取引日の２回目の立会において約定が不成立となったことから直前の立会の基準値段※の2,900円。
※前取引日の２回目の立会の基準値段＝前取引日の最初の立会の約定値段

© 2025 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

（参考）売買の区分について（1/3）

- カーボン・クレジットの価格形成及び需給の状況を勘案し、カーボン・クレジットの属性その他の条件について標準化した売買の区分を設定します。
- 「大分類」（第二階層）の区分に加えて、「小分類」（第三階層）の区分も制度上ございますが、「小分類」（第三階層）を売買の区分とした売買は行わないこととします。
- 「大分類」（第二階層）のうち、Ｊ－クレジットは各移転クレジットが実際に保有する省エネ量、再エネ量（電力）及び再エネ量（熱）に基づき売買の区分を設定します。

第一階層	第二階層	第三階層	概要
Ｊ－クレジット	省エネルギー	（指定しない）	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、Ｊ－クレジット制度で定める省エネルギーの方法論のみを用いて認証されたＪ－クレジットのうちモニタリング報告書（注１）において省エネ量（kl）のみが正の数であるＪ－クレジットからなる区分をいう。
	再生可能エネルギー（電力）	（指定しない）	1から始まる７桁のクレジット認証番号をもち、Ｊ－クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論（「バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替」の方法論を除く。）のみを用いて認証されたＪ－クレジットのうちモニタリング報告書において再エネ量（電力）（ＭＷｈ）のみが正の数であるものからなる区分をいう。
	再生可能エネルギー（熱）	（指定しない）	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、Ｊ－クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論のみを用いて認証されたＪ－クレジットのうちモニタリング報告書において再エネ量（熱）（ＧＪ）のみが正の数であるものからなる区分をいう。
	再生可能エネルギー（電力・熱混合）	（指定しない）	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、Ｊ－クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論のみを用いて認証されたＪ－クレジットモニタリング報告書において次の各号に掲げる数値のいずれか二以上が正の数であるものからなる区分をいう。 （１）「バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替」以外の方法論のみを用いて認証されたＪ－クレジットのうち再エネ量（電力）（ＭＷｈ） （２）「バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替」の方法論のみを用いて認証されたＪ－クレジットのうち再エネ量（電力）（ＭＷｈ） （３） 再エネ 量（熱）（ＧＪ）
	森林	（指定しない）	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、Ｊ－クレジット制度で定める森林の方法論のみを用いて認証されたＪ－クレジットからなる区分をいう。

（注１）モニタリング報告書とは、Ｊ－クレジット制度における各クレジットにおけるモニタリング報告書を指します。

© 2025 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

（参考）売買の区分について（2/3）

- カーボン・クレジットの価格形成及び需給の状況を勘案し、カーボン・クレジットの属性その他の条件について標準化した売買の区分を設定します。
- 「大分類」（第二階層）の区分に加えて、「小分類」（第三階層）の区分も制度上ございますが、「小分類」（第三階層）を売買の区分とした売買は行わないこととします。
- 「大分類」（第二階層）のうち、Ｊ－クレジットは各移転クレジットが実際に保有する省エネ量、再エネ量（電力）及び再エネ量（熱）に基づき売買の区分を設定します。

第一階層	第二階層	第三階層	概要
Ｊ－クレジット	再生可能エネルギー（電力：木質バイオマス）	（指定しない）	１から始まる７桁のクレジット認証番号をもち、Ｊ－クレジット制度で定める再生可能エネルギーの方法論　（「バイオマス固形燃料（木質バイオマス）による化石燃料又は系統電力の代替」の方法論に限る。）のみを用いて認証されたＪ－クレジットのうちモニタリング報告書において再エネ量（電力）（ＭＷｈ）のみが正の数であるものからなる区分をいう。
	農業（中干し期間の延長）	（指定しない）	１から始まる７桁のクレジット認証番号をもち、Ｊ－クレジット制度で定める農業の方法論（「水稲栽培における中干し期間の延長」の方法論に限る。）のみを用いて認証されたＪ－クレジットからなる区分をいう。
	農業（バイオ炭）	（指定しない）	１から始まる７桁のクレジット認証番号をもち、Ｊ－クレジット制度で定める農業の方法論（「バイオ炭の農地施用」の方法論に限る。）のみを用いて認証されたＪ－クレジットからなる区分をいう。
	その他	（指定しない）	1から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、上記のいずれにもあてはまらないＪ－クレジットからなる区分をいう。

© 2025 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

（参考）売買の区分について（3/3）

- カーボン・クレジットの価格形成及び需給の状況を勘案し、カーボン・クレジットの属性その他の条件について標準化した売買の区分を設定します。
- 「大分類」（第二階層）の区分に加えて、「小分類」（第三階層）の区分も制度上ございますが、「小分類」（第三階層）を売買の区分とした売買は行わないこととします。
- 「大分類」（第二階層）のうち、Ｊ－クレジットは各移転クレジットが実際に保有する省エネ量、再エネ量（電力）及び再エネ量（熱）に基づき売買の区分を設定します。

第一階層	第二階層	第三階層	概要
国内クレジット制度からの移行型	国内クレジット	（指定しない）	2から始まる7桁のクレジット認証番号をもつＪ－クレジットからなる区分をいう。
J-VER制度からの移行型	J-VER（森林）	（指定しない）	3から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-VER制度で定める森林の方法論のみを用いて認証されたＪ－クレジットからなる区分をいう。
	J-VER（その他）	（指定しない）	3から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、上記のいずれにもあてはまらないＪ－クレジットからなる区分をいう。
地域版Ｊ－クレジット、J-VER（未移行）、地域版J-VER（未移行）、国内クレジット（未移行）	地域版クレジット	（指定しない）	4から始まる7桁のクレジット認証番号をもつＪ－クレジットからなる区分をいう。
	J-VER（未移行）森林	（指定しない）	0から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、J-VER制度で定める森林吸収方法論のみを用いて認証されたＪ－クレジットからなる区分をいう。
	J-VER（未移行）その他	（指定しない）	0から始まる7桁のクレジット認証番号をもち、上記のいずれにもあてはまらないＪ－クレジットからなる区分をいう。
	地域版J-VER（未移行）	（指定しない）	９から始まる７桁のクレジット認証番号をもつＪ－クレジットからなる区分をいう。
	国内クレジット（未移行）	（指定しない）	８から始まる７桁のクレジット認証番号をもつＪ－クレジットからなる区分をいう。
超過削減枠	（指定しない）	（指定しない）	ＧＸリーグ事務局が定めるＧＸリーグ規程第３条に規定する超過削減枠をいう。

© 2025 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates

（参考）インボイス制度導入に伴う取引所の対応について

2023年10月1日から消費税に「**適格請求書等保存方式（インボイス制度）**」が導入

- 課税仕入れをする買い手は、仕入税額控除を受けるには売り方が発行する「適格請求書」（インボイス）が必要となります。
- 課税売上をする売り手のうち、インボイスを発行できるのは、適格請求書発行事業者として登録された者（課税事業者）に限られます。

東証は、**カーボン・クレジット市場参加者を適格請求書発行事業者に限定**

- カーボン・クレジット市場参加者の買い手が仕入れ税額控除を受けることができるようにするため、カーボン・クレジット市場参加者を適格請求書発行事業者に限定します。
- なお、顧客が適格請求書発行事業者であるか否かの管理を行うことが困難であるため、**委託取引（取次ぎ）は行いません**。

東証は、媒介者交付特例（消費税法施行令第70条の12）を適用し、同特例の「事業者」である渡方（売り方）に代わり、**取引所が「媒介者等」として受方（買い方）に対して取引所名義のインボイスを交付・提供**

- 商品市場における受渡決済と同様に、東証が買い方に対して東証の名称及び登録番号を記載した適格請求書を交付するとともに、売り方に対して媒介者等から事業者へ交付等が求められる適格請求書の写し（受方情報の記載を省略した精算書）を交付します。
- なお、上記の交付についてはカーボン・クレジット市場システムとは別のシステムを用いて行う予定です。
- ※買い方は適格請求書を、売り方及び媒介者等（東証）は適格請求書の写し（精算書）を保存する必要があります。

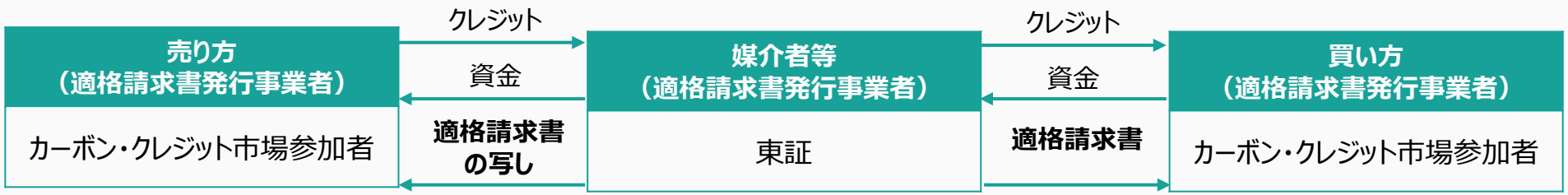

© 2025 Japan Exchange Group, Inc., and/or its affiliates